

産業廃棄物処理計画書

令和 2 年 6 月 25 日

鹿児島県知事 三反園 訓殿

提出者

住所 熊本市東区健軍本町1-1-1

氏名 東洋建設(株)熊本営業所
所長 城戸 誠司

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

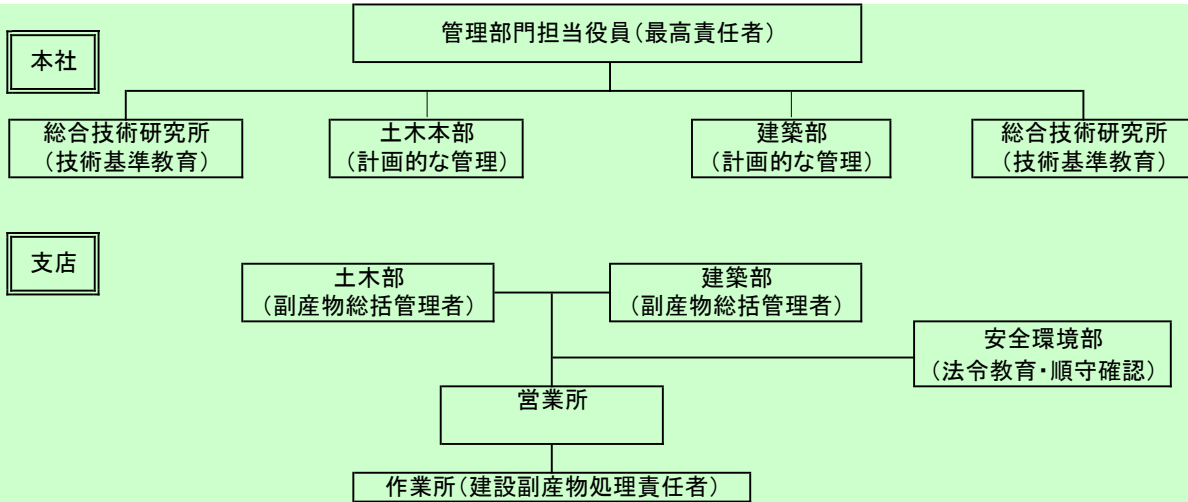
電話番号 096-368-1117

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	名瀬港防波堤ケーソン撤去作業所
事業場の所在地	鹿児島県奄美市名瀬塩浜町9-1 濱田ビル1F ほか
計画期間	令和 2 年 4 月 1 日 から 令和 3 年 3 月 31 日 まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	総合建設業
② 事業の規模	540,500千円
③ 従業員数	10人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	工事作業所単位で、産業廃棄物収集運搬業者および処分業者へ委託して処理する。 ・コンクリートがら→再生処理業者へ委託→破碎→再生材 ・廃プラスチック類→中間処理業者へ委託→選別・破碎・圧縮→再生プラスチック製品に再資源化

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度 (1 年度) 実績】											
① 現状	産業廃棄物の種類	コンクリート殻	廃プラスチック類								
	排出量	9,966.78 t	0.23 t	t	t	t	t	t	t	t	t
	産業廃棄物の種類										
	排出量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
(これまでに実施した取組)											
<ul style="list-style-type: none"> 発生した廃棄物は分別を徹底し混合廃棄物の発生抑制に努めている。 											
【目標】											
② 計画	産業廃棄物の種類	コンクリート殻	廃プラスチック類								
	排出量	8,942.40 t	0.23 t	t	t	t	t	t	t	t	t
	産業廃棄物の種類										
	排出量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
(今後実施する予定の計画)											
<ul style="list-style-type: none"> 発生抑制の好事例の情報収集を行い水平展開してゆく。 											

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)										
	<ul style="list-style-type: none"> 分別している産業廃棄物の種類「コンクリート殻、廃プラスチック類」 各現場の職員の分別に対する意識は向上してきており、結果として土木工事、建築工事共に混合廃棄物の割合は社内評価基準値をクリアしている。 										
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)										
	<ul style="list-style-type: none"> 分別している産業廃棄物の種類「上記①と同じ」 土木工事では発生抑制の面では量は少なく貢献できているものの、混合廃棄物になるケースが多く職員の意識向上を教育実施していく。 協力会社の作業員に対しても随時教育指導し、現場での分別収集を根付かせ自発的な分別意識から発生抑制意識へとレベルアップしていく。 										

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（1年度）実績】									
① 現状	産業廃棄物の種類	コンクリート殻	廃プラスチック類						
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
	産業廃棄物の種類								
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
(これまでに実施した取組)									
解体コンクリートがらについて場内破碎後に仮設通路の砕石材に使用する場合があるが、今年度は事例無し。しかしながらその場合でも、工事終了時には再生処理業者への廃棄物処理となる。									
【目標】									
② 計画	産業廃棄物の種類	コンクリート殻	廃プラスチック類						
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
	産業廃棄物の種類								
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
(今後実施する予定の計画)									
<ul style="list-style-type: none"> ・現場内再生利用の好事例の情報収集をさらに活発化し、全現場への水平展開を図る。 ・解体、撤去工事から発生するコンクリートがらを利用した再生砕石を他現場でも有効に活用できるよう、他現場との連絡調整を図っていく。 									

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（1年度）実績】									
① 現状	産業廃棄物の種類	コンクリート殻	廃プラスチック類						
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
	産業廃棄物の種類								
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
(これまでに実施した取組)									
実績なし									
【目標】									
② 計画	産業廃棄物の種類	コンクリート殻	廃プラスチック類						
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
	産業廃棄物の種類								
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
(今後実施する予定の計画)									
予定なし									

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（1年度）実績】									
① 現状	産業廃棄物の種類	コンクリート殻	廃プラスチック類						
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
	産業廃棄物の種類								
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
(これまでに実施した取組)									
実績なし									
【目標】									
② 計画	産業廃棄物の種類	コンクリート殻	廃プラスチック類						
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
	産業廃棄物の種類								
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
(今後実施する予定の計画)									
予定なし									

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（1年度）実績】									
① 現状	産業廃棄物の種類	コンクリート殻	廃プラスチック類						
	全処理委託量	9,966.78	0.23	t	t	t	t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	9,966.78	0.23	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託料	t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t
	産業廃棄物の種類								
	全処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託料	t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t
(これまでに実施した取組)									
<ul style="list-style-type: none"> ・当社は産業廃棄物の処理施設を有していないため、発生した廃棄物の処理については全てを処理業者に委ねている。委託契約は建設副産物処理責任者が各業者の許可証を確認のうえ締結する。締結した契約書等は支店管理者が確認する。 ・廃棄物の運搬処分にはマニフェストを使用して最終処分までの確認を行っている。建築工事についてはほとんどが電子マニフェストを導入している。 									

【目標】											
① 計画	産業廃棄物の種類	コンクリート殻	廃プラスチック類								
	全処理委託量	8,942.40 t	0.23 t								
	優良認定処理業者への処理委託量										
	再生利用業者への処理委託量	8,942.40 t	0.23 t								
	認定熱回収業者への処理委託料										
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量										
	産業廃棄物の種類										
	全処理委託量										
	優良認定処理業者への処理委託量										
	再生利用業者への処理委託量										
認定熱回収業者への処理委託料											
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量											
(今後実施する予定の取組)											
<ul style="list-style-type: none">・法改正や新法の制定に際しては、その都度作業所へ通知し委託契約上の不具合が生じないように徹底していく。・廃棄物処理業者の選定に当たっては、再資源化率を確認しその数値の高い業者への委託を優先し再資源化率の向上を図る。											
※事務処理欄											

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。